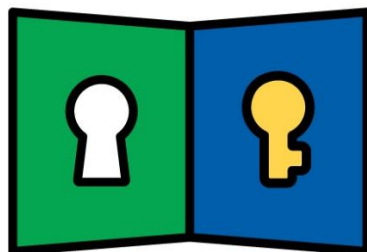


西都市奨学資金貸付の申込募集について



はじめるまち。
西都市

あなたのはじめるを応援するまちへ。

【令和7年度の受付について】

◆事前相談	実施期間	令和7年2月4日(火)から令和7年3月3日(月)まで ※土日祝日等の閉庁日を除く
	受付時間	午前9時から午後5時まで
◆申請受付	実施時間	令和7年2月5日(水)から令和7年3月31日(月)まで ※土日祝日等の閉庁日を除く
	受付時間	午前9時から午後5時まで
◆受付場所	〒881-8501 宮崎県西都市聖陵町2丁目1番地 西都市教育委員会 教育政策課(西都市役所3階) 教育総務係 奨学資金担当	

※事前にご連絡いただき、必ず保護者・生徒等同伴でご来庁ください。

令和6年12月
西都市教育委員会 教育政策課

目次

1. 奨学資金貸付制度の概要	3
(1) 制度の目的	
(2) 貸付要件	
(3) 貸付額	
(4) 貸付利子	
(5) 貸付期間	
(6) 連帯保証人	
(7) 貸付金の返済	
2. 奨学資金貸付希望者の申請手続きについて	4
(1) 申請から決定の流れ	
3. 奨学資金貸付決定後のスケジュールについて	6
(1) 奨学資金の振込	
(2) 貸付継続の届出	
(3) その他の届出	
4. 奨学資金の休止、停止について	7
5. 奨学資金の返済について	7
(1) 返済の時期	
(2) 返済に伴う諸手続き	
6. 奨学資金の返済猶予又は免除について	8
(1) 返済猶予又は免除の手続き	
(2) 西都市奨学生定住促進補助金	
7. 注意事項	10
8. 提出先及び問合せ先	10

I. 奨学資金貸付制度の概要

(1) 制度の目的

西都市奨学資金貸付制度は、西都市奨学資金貸付条例（昭和 54 年西都市条例第 14 号）に基づき、高校や大学等への入学時・在学中に、経済的理由により就学が困難である生徒・学生に対して、学資を貸し付けることにより有能な人材を育成することを目的としています。



(2) 貸付要件

以下の全ての要件に該当する方が貸付の対象となります。

- ① 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、大学、高等専門学校（通信による教育を行う課程、学部又は研究科に在学する方は除きます。）、専修学校、国の行政機関の施設等機関である大学校 のいずれかに入学・在学すること。
- ② 保護者が、ア～ウのいずれかに該当すること。
 - ア 本市に引き続き 5 年以上居住していること。
 - イ 本市に居住し、かつ、居住している家を所有していること。
 - ウ 本市に居住し、かつ、本市に引き続き 5 年以上居住することにつき誓約書を提出すること。

※保護者：未成年に対して親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）。学生又は生徒が成年に達しているときは、成年に達する前にその保護者であった者。
- ③ 学業成績及び素行が優良であること。
- ④ 学資の支払が困難であると認められること。

(3) 貸付額

区分	修学費（月額）	入学一時金
高等学校	10,000 円	
中等教育学校		
特別支援学校		
高等専門学校	15,000 円	
専修学校		
短期大学	20,000～30,000 円	240,000 円以内
大学		
国の行政機関の施設等機関である大学		

(4) 貸付利子

貸付利子は 無利子 です。

(5) 貸付期間

貸付期間は、貸付が決定された月から奨学生が在学する学校の正規の修業期間が満了する日までとなります。

※留年した場合でも、学校の正規の修学期間分となり、留年期間分は含みません。

（例）大学 1 年生から貸付を受けた場合 → 貸付期間：4 年

大学 3 年生から貸付を受けた場合 → 貸付期間:2 年

(6) 連帯保証人

奨学資金の貸付を受ける際は、連帯保証人を 2 名立てていただく必要があります、その連帯保証人は、独立して生計を営み、連帯して債務を負担する能力がある成年者とします。

なお、連帯保証人 2 名のうち 1 名は保護者となります。

※保護者以外の連帯保証人が市外在住者の場合は、「西都市奨学資金に係る保証人に関する申出書」をご提出いただきます。

→「2.奨学資金貸付希望者の申請手続きについて」を参照

(7) 貸付金の返済

貸付終了後、正規の修業年限を終了した 6 ヶ月後から返済が始まります。返済期間は、貸付期間の 2 倍（大学・短大・大学校に修学した学生は 3 倍）の期間内で、年間四半期ごとに専用の振込用紙にて返済していただきます。

区分	返済期間	返済月額
高等学校	6 年 ※1 学年から貸し付けた場合 の期間	10,000 円程度 ※償還計画により異なります。
中等教育学校		
特別支援学校		
高等専門学校		
専修学校		
短期大学	6～9 年 ※1 学年から貸し付けた場合 の期間	
大学	12 年	
国の行政機関の施設等機関 である大学	※1 学年から貸し付けた場合 の期間	

※卒業後に本市へ居住すれば免除になる場合があります。

→「5.奨学資金の返済について」「6.奨学資金の返済猶予又は免除について」を参照

2.奨学資金貸付希望者の申請手続きについて

(1) 申請から決定の流れ

① 事前相談

申込前に制度について説明を受けていただきますので、必ず保護者・生徒等同伴でご来庁ください。また、申請に必要な書類は当日配布するほか、本市公式ホームページからダウンロードできます。

② 奨学資金の貸付申請

申請書等に必要事項を記入したのち、添付書類と併せてご提出ください。

	書類	必要部数	備考
ア	奨学資金貸付申請書	1 部	様式第 1 号
イ	住民票謄本	1 部	市民課等で取得
ウ	印鑑登録証明書	1 部ずつ	連帯保証人分。市民課等で取得
エ	市県民税所得証明書	1 部ずつ	世帯全員、連帯保証人分。税務課等で取得
オ	市税完納証明書	1 部ずつ	世帯全員分。税務課等で取得
カ	資産証明書	1 部ずつ	世帯全員分。税務課等で取得
キ	在学証明書	1 部	在学又は在学予定の学校で取得。発行できない場合は、合格証明書等を提出し、4 月以降に在学証明書をご提出ください。
ク	成績証明書	1 部	最終学歴の学校で取得。高等学校卒業程度認定試験合格者に該当する場合は、その合格証明書をご提出ください。
ケ	誓約書	1 部	様式第 2 号
コ	連帯保証契約書	4 部 (2 部×2 名分)	様式第 3 号。連帯保証人(保護者以外)が市外在住者の場合は、「西都市奨学資金に係る保証人に関する申出書」をご記入ください。
サ	個人情報提供等に関する同意書	3 部 (1 部×3 名分)	様式第 4 号
シ	承諾書兼預金口座開設届	1 部	教育委員会様式
ス	奨学資金利用状況 申出書	1 部	教育委員会様式。授業料等や、他の奨学資金の利用状況が確認できる書類を添付してください。
セ	奨学資金貸付事業 提出書類一覧 申請時チェックリスト	1 部	必要書類に記入漏れ・提出漏れが無いが事前にチェックし、ご提出ください。

③ 貸付の審査と可否の決定

提出された申請書類に基づき奨学生選考委員会において審査したのち、貸付の可否を決定します。その後、審査結果に関する通知書を申請者及び連帯保証人に通知します。

④ 連帯保証契約書の締結

ご提出いただいた連帯保証契約書を本市で押印後、連帯保証人2名にご返送します。

3.奨学資金貸付決定後のスケジュールについて

(例) 令和7年4月に4年制大学へ進学した場合

	R7(2025)年度	R8(2026)年度	R9(2027)年度	R10(2028)年度
4月		貸付継続申請書等の提出	貸付継続申請書等の提出	貸付継続申請書等の提出
5月	奨学資金上半期分の振込(入学一時金・修学費4~9月分)	奨学資金上半期分の振込(入学一時金・修学費4~9月分)	奨学資金上半期分の振込(入学一時金・修学費4~9月分)	奨学資金上半期分の振込(入学一時金・修学費4~9月分)
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
10月	奨学資金下半期分の振込(修学費10~3月分)	奨学資金下半期分の振込(修学費10~3月分)	奨学資金下半期分の振込(修学費10~3月分)	奨学資金下半期分の振込(修学費10~3月分)
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
2月				奨学資金返済開始の通知
3月				奨学資金返済に係る必要書類の提出

(1) 奨学資金の振込

事前にご指定いただいている口座に以下の日程で振り込みます。

- ① 上半期:5月20日頃
- ② 下半期:10月20日頃

※金融機関の営業日等の関係で振込日が前後する可能性があります。

(2) 貸付継続の届出

奨学資金の貸付を継続して受ける場合は、毎年4月時点の奨学生の状況を証明する書類をご提出ください。

	書類	必要部数	備考
ア	西都市奨学資金貸付継続申請書	1部	教育委員会様式
イ	在学証明書	1部	証明日が毎年4月以降のもの
ウ	成績証明書	1部	旧学年(前年度)のもの

※その他状況確認のため、必要に応じて追加で書類を提出していただく場合があります。

(3) その他の届出について

次の事由が生じた場合には、速やかにご連絡いただいたうえで、必要書類をご提出ください。

- ① 入学を予定する学校へ入学しなかったとき
- ② 休学、転学又は退学したとき…就学状況変更申出書

- ③ 停学その他の懲戒処分を受けたとき…処分等申出書
- ④ 氏名及び住所その他重要事項に変更があったとき(連帯保証人を含む)…氏名等変更届
- ⑤ 奨学資金を辞退したいとき

※その他、必要に応じて追加で書類を提出していただく場合があります。

4. 奨学資金の休止、停止について

次の事由に該当する場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月分から奨学資金の貸付を休止又は停止しますので、速やかにご連絡ください。

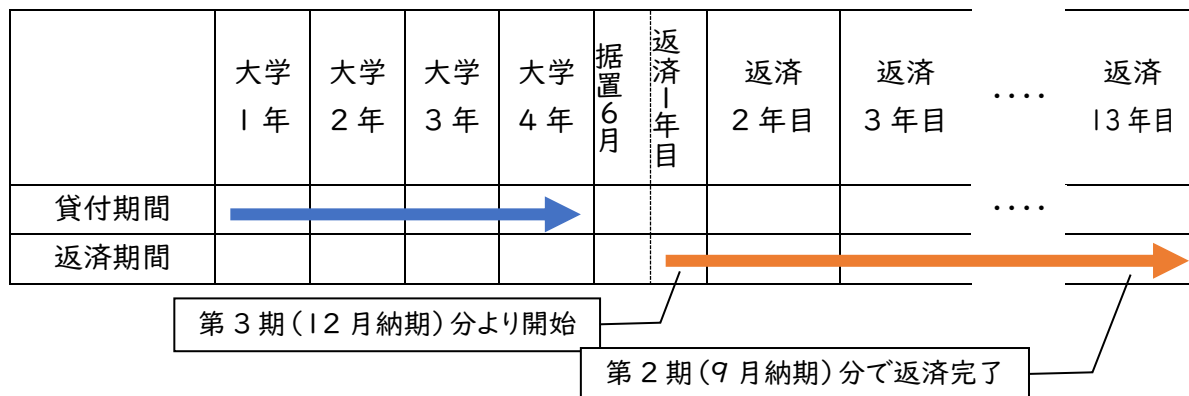
- (1) 入学を予定する学校へ入学しなかったとき
- (2) 学業成績又は素行が不良となったとき
- (3) 休学、転学又は退学したとき
- (4) 停学その他の懲戒処分を受けたとき
- (5) 保護者等が市外へ転出したとき
- (6) 奨学資金を辞退したとき

5. 奨学資金の返済について

(1) 返済の時期

奨学資金は、在学する学校を卒業して6ヶ月を経過した後(据置期間6ヶ月)から返済していただきます。返済期間は学校の区分ごとでそれぞれ異なります。

(例) 4年制大学へ進学した場合



(2) 返済に伴う諸手続き

修業期間終了年度の2月中旬頃に、奨学資金の返済開始について通知をさせていただきますので、次項の書類に必要事項を記入し、3月末日までにご提出ください。

	書類	必要部数	備考
ア	奨学資金借用証書	1 部	様式第 12 号
イ	連帯保証契約書	4 部 (2 部×2 名分)	様式第 3 号
ウ	個人情報提供等に関する同意書	3 部 (1 部×3 名分)	様式第 4 号
エ	印鑑登録証明書	1 部ずつ	連帯保証人分。市民課等で取得
オ	市県民税所得証明書	1 部ずつ	世帯全員、連帯保証人分。税務課等で取得

※書類の様式は、返済開始通知と併せて送付いたします。

(3) 返済の方法

原則として、年間四半期ごとの銀行振込による支払いとなります。なお、繰上げ返済も可能です。

- ① 第 1 期(4～6 月 分)納期限:6 月 21 日頃
- ② 第 2 期(7～9 月 分)納期限:9 月 21 日頃
- ③ 第 3 期(10～12 月 分)納期限:12 月 21 日頃
- ④ 第 4 期(1～3 月 分)納期限:翌年 2 月 21 日頃

※金融機関の営業日等の関係で納期限が前後する可能性があります。

(4) 返済の遅延

正当な理由がなく、定められた納期限までに 1 ヶ月以上返済が遅延した場合は、返済期日の翌日から民法第 404 条に定める法定利率の遅延利息を徴収する場合があります。

6. 奨学資金の返済猶予又は免除について

(1) 返済猶予又は免除の手続き

特別の事由があり、奨学資金の返済が極めて困難であると認められる場合、返済猶予の対象となります。また、奨学生が死亡した場合は、返済免除の対象となります。これらの対象者は、速やかにご連絡いただいたうえで、「奨学資金返済猶予(免除)申請書」をご提出ください。

(2) 西都市奨学生定住促進補助金

本市では、市内定住促進の取組として、奨学資金の貸付を受け、その返済をしている市内在住の奨学生を支援しています。

卒業後市外に転出した方であっても、その後に市内に転入し、引き続き市内に居住するのであれば、転入後に補助金を受けることが可能です。

① 補助金の交付対象者

- ア 西都市奨学資金の貸与を受けており、補助金交付の申請までに奨学資金の返済を完了していること
- イ 市内に居住し、かつ引き続き居住する意思のあること
- ウ 本人又は本人と同一世帯員が、自治会に加入していること
※居住区域に自治会がない場合は該当しません。

エ 市税等を滞納していないこと

② 補助対象経費

補助金の交付を受ける年度中に返済した奨学資金で、補助金交付の申請までに納期限が到来し、かつ、返済期限までに返済が完了しているものが対象です。ただし、繰上げ返済等により返済した奨学資金は含みません（補助金交付☆）。

補助対象者が年度途中で市内に居住した場合においては、居住した月の翌月以降に返済期限の到来する奨学資金の額とします（補助金交付★）。

（例）4 年制大学へ進学した場合

	大学 1 年	大学 2 年	大学 3 年	大学 4 年	据置 6 月	返済 1 年目	返済 2 年目	返済 3 年目		返済 13 年目	
貸付 期間											
返済 期間											
補助金 交付☆							●	●		●	●
補助金 交付★								●		●	●

申請期限：3 月末日まで

申請期限：3 月末日まで

大学卒業後転出し、返済 2 年目の
9 月に市内に居住した場合、翌月の
10 月分から交付対象となります。

③ 補助金の額

返済した奨学資金の額と同額を補助（実質奨学資金の返済が免除になります）

④ 申請手続き

下記の書類に必要事項を記入し、3 月末日までにご提出ください。

	書類	必要部数	備考
ア	奨学生定住促進補助 金交付申請書	1 部	様式第 1 号
イ	市税等完納証明書	1 部	税務課等で取得
ウ	自治会加入証明書	1 部	様式第 2 号。自治会の代表者より取得

7.注意事項

- (1) 提出書類にはボールペンを使用してください。鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンの使用は不可です。
- (2) 書類を訂正する際には、修正液、修正テープ、豆印等の浸透印を使用せず、二重線を引いて訂正印（又は捨印）を押印し、周辺の余白に正しい文言をご記入ください。
- (3) 書類に不備等がある場合は受け付けられません。日程に余裕をもって申請してください。
- (4) 書類の提出は原則持参としますが、新型コロナウイルス等の感染防止対策として、郵送での申請も可とします。郵送で申請される場合は、事前にご連絡いただき、封筒の表面に「西都市奨学資金貸付申請書在中」をご記入ください。
- (5) 申請に誤りや虚偽の内容があった場合、申請が無効（既に貸し付けている場合は取消し）となる場合があります。

8.提出先及び問合せ先

〒881-8501

宮崎県西都市聖陵町 2 丁目 1 番地

西都市教育委員会 教育政策課（西都市役所 3 階）

教育総務係 奨学資金担当

（電 話）0983-43-3106

（F A X）0983-43-2067

（E-mail）kyouiku@city.saito.lg.jp